

令和6年6月

## 外国送金取引に関する電文発信方法の一部変更について

平素は、当金庫に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、お客さまから受付をする外国送金取引について、当金庫が送金事務を委託する金融機関から、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策等を踏まえ、送金電文の発信方法を国際標準に変更する旨の申出がありましたので、ご案内いたします。

なお、電文発信方法の変更にともない、金融機関が外国送金の為に締結する契約（コルレス契約）上の制約や、中継金融機関の判断が尊重される等の理由により、下記のような影響が発生する可能性があります。

お客さまには、ご不便をおかけいたしますが、ご理解の程どうぞよろしく願いいたします。

### 記

1. 変更日 令和6年10月1日（火）

### 2. 電文発信方法変更の影響例

- ・中継銀行間で予期せぬ手数料が徴収される可能性。
- ・送金資金の到着が遅延する可能性。
- ・送金資金が中継金融機関等で保留または、返却される可能性。
- ・送金資金が現地通貨に交換される等、当初の指定区分通りに処理が行われない可能性。

以上